

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 三重県鈴鹿市御薗町3600番地21

氏 名 株式会社三重パーツ

代表取締役 齊藤 貢

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許 可 の 年 月 日 平成31年 4月18日

許可の有効年月日 平成36年 2月25日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を含む。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず、

ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上3種類

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃油

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上1種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所在地及び面積 鈴鹿市御薗町字鎌田3600番21他9筆

廃棄物の種類 受入選別場所 : 35m² 保管場所 : 10m²

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず、

ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上3種類

保管上限及び高さ 5.832m³ (1.944m³コンテナ×3)**3. 許可の条件**

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年 2月26日 新規許可

平成16年 2月26日 更新許可

平成19年 1月24日 変更許可

平成21年 3月31日 更新許可

平成26年 4月11日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

市名 —

許可番号 —

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無